

支給決定、サービス提供、 請求事務の留意点について

障害者支援課 認定支払係

1 適切な請求事務の徹底について

- 資料集に頻繁に見られる報酬請求の誤りを掲載
- 請求の誤り → 請求の返戻、後日請求の取下げ・やり直し
→ 支援実績と請求入力内容を突合のうえ請求をお願いします

1 適切な請求事務の徹底について

- 請求に関するお知らせについてはウェルネットなごやへ掲載

< 新着情報 >

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shinchaku_jigyosya/

< 請求事務について >

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/claim.html>

→ サービス実態等を把握している職員による請求事務の実施をお願いします

2 令和6年度からの請求事務等に係る留意事項について

名古屋市事業者システムにおける機能提供の縮小について

- 令和6年度より機能を縮小
- 移動支援・地域活動支援に関する機能に限り、アップデート等の対応を実施
- 障害福祉サービスに関する機能の終了に向けて
サービス提供実績記録票及び代理受領額通知書作成用エクセルシートを
ウェルネットなごやに掲載

3 請求時に散見される請求エラーの具体的内容について

- 請求時に散見される請求エラーの具体的内容について、請求時の主なエラーコードとその対応策を一覧にして掲載

4 就労系サービスにおける在宅支援について

1. 申請時およびサービス提供前における留意点

- 対象となる要件について資料集へ記載
- 在宅支援の提供には区役所等への申請・支給決定が必要
- サービス提供前における受給者証特記事項欄の記載内容の確認
「就労系サービスによる在宅支援可」

4 就労系サービスにおける在宅支援について

2. サービス提供時における留意点

- 支援体制と記録について
事業所の提供体制を整えた上でサービス提供し、適切に記録を行うこと。
- 他サービスとの調整、情報共有について
同一時間帯に2つ以上のサービスの提供を行うことはできないことに留意し、各関係機関との連絡調整や利用者への説明を必ず行うこと。

3. 請求時における留意点

- 計画時間ではなく実際の提供時間を入力すること。
- 実績記録票の備考欄に「在宅支援」と入力すること。

5 事業所運営の留意事項について

共同生活援助利用者における帰省時の居宅介護等の利用について

- 必要性があると市が認める場合、帰省時の居宅介護等の支給決定を実施
- 帰省時の居宅介護等の算定が可能となるのは、グループホームの請求が全くない日

→事例については資料集をご参照ください

5 事業所運営の留意事項について

在宅支援中の訪問系サービスの取り扱いについて

- 就労系サービスにおける在宅支援が行われている時間帯は、就労系サービスの支援時間のため、訪問系サービスの利用は不可。
- 昼休みの時間帯等、実際に利用者が作業を行っていない時間帯等についても訪問系サービスの利用は不可。
- サービス提供及び請求が重複する場合は、請求のやり直しが必要となり、返還が発生する可能性がある。

5 事業所運営の留意事項について

地域移行支援の請求における注意点

- 体験宿泊加算の算定時
GHの事業所は体験利用としての報酬請求不可
地域移行の体験宿泊加算⇔GHの体験利用 どちらかの選択制
- 体験利用加算・体験宿泊加算の算定時
地域移行支援事業所からサービス事業所へ委託費の支払
- 留意事項をウェルネットなごやに掲載

5 事業所運営の留意事項について

請求時におけるサービス提供実績記録票の備考欄への入力について

- サービス提供実績記録票の備考欄への記載、システム上の入力をお願いする項目を記載
(請求システム上、入力に対応可能な場合のみ)
- 入力がない場合、内容に疑義がある場合
→本市より請求内容についての確認を行う場合があります

5 事業所運営の留意事項について

計画相談支援初回加算の報酬算定について

- 算定の対象となる場合について、資料集へ記載
- 事業所が変更となるだけでは対象外
→算定要件のご確認をお願いします

5 事業所運営の留意事項について

介護保険適用除外対象者に係る対応について

- 40歳以上で以下のいずれかに該当の方
施設入所支援と生活介護を利用
療養介護を行う医療機関に入所
- 介護保険の適用除外の対象（届出が必要です）

5 事業所運営の留意事項について

介護保険適用除外対象者に係る対応について

- 適用除外施設の事業所
→資料集を確認いただき届出についてご協力をお願いします。
- 65歳以上で、介護保険の保険者が名古屋市かつ、障害福祉サービスの支給決定も名古屋市の方
→届出不要です

5 事業所運営の留意事項について

院内介助の取扱いについて

- 病院内での移動等の支援は原則報酬算定の対象外
- 区役所・支所で必要性ありと判断された場合支援可能

5 事業所運営の留意事項について

院内介助の取扱いについて

- 受給者証特記事項欄の記載内容

診察時間帯の意思疎通支援を含めた院内介助⇒意思疎通支援あり

診察時間帯を除く院内介助⇒記載なし（今後、記載を検討）

→院内介助を提供する前に所管の区役所・支所に確認をお願いします。